

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」
（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について通知します。

5文科初第1090号
令和5年9月8日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）

学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知）等により様々な取組を総合的に進めていただけてきたところです。

一方、令和4年度に実施した教員勤務実態調査速報値においては、平成28年度実施の前回勤務実態調査と比較すると、教師の在校等時間の状況は、一定程度改善したことが明らかとなりましたが、この間、環境整備を進めてきたにもかかわらず、依然として長時間勤務の教師も多いという実態が改めて明らかとなりました。加えて、大量退職・大量採用により若手教師が増加する中での産・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用され、臨時講師のなり手が減少したこと等により、全国的に教師不足が指摘されていることも憂慮すべき状況です。

こうしたことを受けて、文部科学省では、令和5年5月22日に、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」中央教育審議会に諮問を行い、令和5年8月28日に、質の高い教師の確保特別部会（以下「特別部会」という。）において、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）（別添資料1-1参照）が取りまとめられました。

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあります。

緊急提言においては、「国は、先頭に立って教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、広く社会全体で認識を共有しつつ、都道府県、市町村、各学校などの取組を後押しするための強力なメッセージを発信するとともに、各地方自治体の創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要である」と指摘されています。

教師を取り巻く環境をより良いものとするのは待ったなしであることに鑑み、文部科学大臣を本部長として設置した「学校における働き方改革推進本部」において、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」（別添資料2参照）を公表するとともに、緊急提言等を踏まえた教師を取り巻く環境整備のために必要な経費を令和6年度概算要求（下記「3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」及び別添資料3参照）に計上したところであり、経済財政運営と改革の基本方針2023（以下「骨太方針2023」という。）（別添資料4参照）等も踏まえ、国が先頭に立って取組を推進してまいります。特に、文部科学大臣メッセージについては、総合教育会議や学校運営協議会をはじめとした地域、保護者、首長部局等との連携協働に向けた議論の場において共有いただくことを念頭に発出したものですので、積極的に御活用ください。

また、緊急提言においては、「より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある。具体的には、①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと②保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって上記の課題に対応していくことが極めて重要である。」ことが指摘されています。

このことを踏まえ、文部科学省として、各教育委員会及び各学校等において改めて取組の徹底が必要な方策等について整理しましたので、今後の対応に当たっては、下記の事項に留意の上、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情を踏まえつつ、対応をお願いします。

なお、緊急提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、特別部会においては、今後も、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定であることを申し添えます。

各地方公共団体の長におかれては、各教育委員会が進める取組について、積極的な御支援をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村長及び市町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、十

分な指導助言に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、学校における働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備を進める上では校長の役割も大きいことから、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等に努めていただくようお願いいたします。

さらに、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村が設置する学校に対して周知が図られ、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう配慮をお願いいたします。

記

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- ① 国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、特別部会として、3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため各主体の具体的な役割も含め整理した対応策の例（別添資料1－2参照）を踏まえ、取組を徹底すること。

また、その際、

ア 学校給食については、「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）」（令和5年8月31日付け初等中等教育局長通知）に基づき、保護者が負担する学校給食費の徴収・管理等の事務について、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務とすることを基本とした上で、実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、学校給食費を歳入予算として計上し、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等を進めること

イ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応については、「学校との連携による非行防止対策の推進について（周知依頼）」（令和5年9月7日付け事務連絡）（別添資料5）により、引き続き、警察においては、児童生徒の補導時等の一義的な責任は保護者にあることを踏まえた対応を図ることや、各教育委員会や学校と連携した非行防止対策等に取り組んでいただきたいことを依頼していることを踏まえ、各教育委員会や学校におかれては、警察との連携を強化した非行防止対策をより一層推進すること

等が求められること。

特に、サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）は、学校・家庭・地域に近い立場として、業務の優先順位を踏まえて思い切った廃止を打ち出す等、真に必要な取組に精選することが、教育の質の向上の観点から重要であるという認識を学校・家庭・地域とも共有しつつ、業務の適正化のために必要な予算措置等も含め主体的な役割を果たすこと。

学校は、働き方改革の取組状況を把握し、更なる業務改善に活用するため、文部科学省が作成した「働き方改革チェックシート」も活用し、校内で課題と改善のイメージを共有しつつ、取組を一層推進すること。

なお、文部科学省においては、教育委員会及び学校における具体的な取組の促進を図るため、「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を通じてフォローアップする予定であること。

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

① 全ての学校で、管理職はもちろん、教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要であり、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点や「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（令和5年4月21日付け事務連絡）の別紙を参考とし、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むこと。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

なお、上記の観点を踏まえ、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めること。

特に、令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすること。当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言すること。

なお、過去の通知等に示すとおり、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。

② 学校行事に係る負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図

ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること。

また、学校行事の事前準備・運営にあたって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進めること。

(3) ICT の活用による校務効率化の推進

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たす ICT は、もはや学校現場に必須のものであり、国の支援等も活用し、教育委員会は設置する学校の ICT 環境整備を進めるとともに、学校は、更なる活用を図ること。

特に、教員勤務実態調査速報値の結果では、授業準備や成績処理に従事する時間にばらつきがあることが明らかになっていることを踏まえ、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進めること。

- ② 生成 AI については、「「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について（通知）」（令和 5 年 7 月 4 日付け初等中等教育局長通知）で示したとおり、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられることから、文部科学省において、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、教員研修など準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出するとともに、蓄積した知見を踏まえ、生成 AI の校務への活用推進に向けた方針を示す予定であること。

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ① 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。

文部科学省においては、こうした取組の実効性を高めるためにも、学校運営協議会制度の導入の更なる加速化を図るとともに、令和 6 年度概算要求において、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置充実等に必要な経費を盛り込んでいること。

- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっている中、保護者等との信頼関係の構築に当たっては、以下の考え方に基づき対応していくこと。
- ・ 教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標のもと連携・協働して学校づくりを進めることが重要であること。
 - ・ 保護者や地域住民からの要望や提案等について、教師が個人として対応

するのではなく、学校が組織として対応することが重要であること。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要であること。その際、必要に応じて教育委員会が首長部局から支援を受けることも重要であること。

- ・ 行政による対応に当たっては、所管の教育委員会の役割が重要であるほか、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援することが求められること。

上記に示す考え方を踏まえ、教育委員会等の行政による支援体制を構築するため、文部科学省においては、令和6年度概算要求において、全国にモデルとなる事例の創出を行うための経費を盛り込んでいること。

なお、法務相談体制については、令和2年度から都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費に関して、普通交付税措置が講じられている。都道府県及び指定都市教育委員会においては、引き続き、法務相談ができる体制の整備に取り組むとともに、特に、都道府県教育委員会は、域内の市町村の法務相談に係る体制の整備に配慮すること。

- ③ 総合教育会議における協議・調整事項については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付け初等中等教育局長通知）において具体例を示しているところ、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革を推進する観点から、各地方自治体においては、学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とすることが考えられること。

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ① 教師の健康及び福祉の確保の観点からの、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示）（以下「指針」という。）の実効性を高めるための仕組みの在り方を含め、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方等については、今後、特別部会において議論を進めていく予定であるが、まずは、教師の健康及び福祉の確保に向けて以下の取組を講ずること。

- ・ 指針を踏まえた教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えている場合などにおけるサービス監督教育委員会による学校の業務の検証や見直し、必要な環境整備等の取組の改善・徹底を図ること。
- ・ また、指針に規定されている「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）については、今後、特別部会においても議論を進めていく予定であるが、サービス監督教育委員会においても、環境整備等の一方策として、学校における実施に向けた効果的な在り方の検討を進めること。
- ・ 休憩時間の設定については、放課後に設定した上で、当該時間には職員会議を開催しないこととした等の取組例もあることから、学校は、これら

も参考としつつ、勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保すること。

- ② 精神疾患による長期療養者数が過去最高となる中、サービス監督教育委員会において、メンタルヘルス対策（予防や早期発見・対応、休職期間中における復職に向けた支援、復職後のフォローアップ等）の取組を講じること。文部科学省においては、令和6年度概算要求において、個別の要因分析や対策の好事例を創出するために必要な経費を盛り込んでいること。

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ① 勤務時間の正確な把握は、働き方改革を進めていく上での出発点であり、依然として ICT の活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握が未実施のサービス監督教育委員会においては、直ちに対応を図ること。

また、都道府県・市町村・学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」の実現に向け、改めて指針や指針に係る Q & A 等を確認の上、在校等時間の客観的計測を確実にできるよう、環境整備を図ること。その際、特に指針において、「校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること」とされていることや、指針に係る Q & A において、土日や祝日などに校務として行う業務の時間も「在校等時間」に含まれるとされていることを踏まえ、現時点で校外や土日・祝日において職務に従事している時間を客観的に計測できていない場合は、Q & A 【「在校等時間」の把握等について】問 7～14 等（別添資料 6 参照）を参照の上、直ちに対応を図ること。

なお、緊急提言において「公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある」とされたことを受け、例年実施している「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において状況をフォローアップ予定であることから、その点も踏まえ、速やかな対応を図ること。

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

学級編制や教職員配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、小学校高学年の教科担任制は、子供たちが早期から専門的な教科指導が受けられるとともに教師にとって持ちコマ数の軽減等に資するなど、教育の質の向上と学校における働き方改革の両方の観点から効果的な取組であり、文部科学省においては、骨太方針 2023 を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善を図るための経費を盛り込んでいること。

(2) 支援スタッフの配置充実

支援スタッフの配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、教員業務支援員は、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事し、教師が教師でなければできな

い業務に集中できる観点から重要な役割を担っており、文部科学省においては、骨太方針 2023 を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、教員業務支援員を全小・中学校に配置するために必要な経費を盛り込んでいること。

また、教員勤務実態調査速報値によると、前回調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間となっていること等を踏まえ、令和 6 年度概算要求において、副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、学校全体の運営改善を図るための経費を盛り込んでいること。

加えて、特に急増する不登校児童生徒にきめ細かな支援を行っていくため、令和 6 年度概算要求において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置充実を図るための経費を盛り込んでいること。

さらに、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、令和 6 年度概算要求において、部活動指導員の配置充実を図るための経費を盛り込んでいること。

(3) 処遇改善

教師の処遇改善については、骨太方針 2023 に「職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示されたことを踏まえ、今後、特別部会において議論を深めていく予定であるが、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、職務の負荷や職責を踏まえ、文部科学省においては、先行して、令和 6 年度概算要求において、主任手当や管理職手当の額について、改善を図るための経費を盛り込んでいること。

(4) 教師のなり手の確保

質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、特別部会において環境整備の在り方について議論を深めていく予定であるが、文部科学省においては、令和 6 年度概算要求において、教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信や、学校における人材需要と入職希望者のマッチングの効率化や入職前研修等を行う取組への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定に必要な経費を盛り込んでいること。なお、骨太方針 2023 を踏まえ、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を進めていく予定であること。

【別添資料一覧】

別添資料 1 - 1 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（令和 5 年 8 月 28 日 中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会）

別添資料 1 - 2 3 分類に基づく 14 の取組の実効性を確保するための各主体

による「対応策の例」

- 別添資料 2 文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革
できることを直ちに、一緒に」（令和 5 年 8 月 29 日）
- 別添資料 3 令和 6 年度概算要求資料（関連部分抜粋）
- 別添資料 4 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決
定）（抜粋）
- 別添資料 5 学校との連携による非行防止対策の推進について（周知依頼）（令
和 5 年 9 月 7 日付け事務連絡）
- 別添資料 6 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務
を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため
に講ずべき措置に関する指針に係る Q & A 【一部抜粋】（令和 3 年
6 月時点）
- 別添資料 7 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等（令和 5 年
8 月 29 日学校における働き方改革推進本部資料）

【参考 URL】

「働き方改革チェックシート」（全国の学校における働き方改革事例集（令和
5 年 3 月改訂版）に添付）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局財務課
企画調査係
電話：03-5253-4111
内線 2567